

様式第22号（第32条関係）

許 可 証

許可番号第29-5号

住 所 檜原市五井町187-2

氏 名 株式会社 NANBU

代表取締役 岩本 和代

複製禁止

平成29年 2月 1日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（収集運搬業）
の許可については、下記の条件を付けて許可します。

平成29年 4月 1日

天理市長 並河 健



記

- 許可の有効期限 平成29年 4月 1日から
平成31年 3月 31日まで
- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
(し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く)
- 処理区分 事業系一般廃棄物
- 区域 天理市内
- その他必要な事項 別紙のとおり

複写厳禁

複製禁止

別紙

許可条件

1. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
2. 天理市（以下「市」という。）外において収集した廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
3. 市の処理施設への搬入については、月曜日から金曜日までの午前9時から午前11時と午後1時から午後4時まで、土曜日は、午前9時から午前10時30分までとし、搬入については、係員の指示に従うこと。なお、日曜日及び休日は、搬入しないこと。
4. 収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散、及び流出しないようにするとともに、そのような事態が発生した場合には、迅速に対応すること。
5. 許可申請書及び添付書類に記載した事項以外の業はおこなわないこと
6. 運搬車には、市の一般廃棄物収集運搬業許可車である旨を表示すること。
7. 一般廃棄物収集運搬業者（以下「処理業者」という。）は、事業を廃止又は休止しようとするときは、30日前までに市長にその旨を申し出ること。
8. 処理業者は、この許可条件の外、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等並びに関係法令等を遵守すること。
9. 許可申請書の記載事項に変更のあるときは、あらかじめ市長に届け承認を受けること。
10. ごみ処理手数料は、搬入毎に納付すること。（手数料後納業者は除く）
11. 毎月10日までに前月の実績報告書を提出すること。
12. 処理業者がこの許可条件を履行しないとき又は関係法令の規定に違反したときは、業務を停止させるか若しくは許可を取り消すことがある。
13. 1年間、搬入実績の無い場合は、許可を取り消す場合がある。

複写厳禁